

ガソリン・軽油を容器で販売する際の注意点 (セルフスタンド従業員の方へ)

①顧客が自ら固定給油設備から給油できるのは**自動車**もしくは**原動機付自転車**に限定されています。

(危険物の規制に関する規則第28条の2の4参照)

②顧客が自ら**固定給油設備**から**ガソリン**や**軽油**を容器に詰め替えしないように常時監視してください。
また顧客自ら**灯油・軽油**を容器に詰替えできるのは、**顧客用固定注油設備**からのみとなります。

(危険物の規制に関する規則第28条の2の5参照)

③ガソリンや軽油を容器で購入する顧客に対しては、**必ず従業員が詰め替えの作業**を行ってください。

(危険物の規制に関する規則第28条の2の4及び2の5参照)

④**ガソリン**を容器で購入する顧客に対して、**本人確認、使用目的**を確認した上で販売してください。また販売記録を作成し保存してください。

(危険物の規制に関する規則第39条の3の2参照)

こちらからも閲覧できます

【お問合せ先】 伊達地方消防組合消防本部予防課
TEL 024-575-0181

